

水俣国際交流協会規約

(名称)

第1条 この協会は、水俣国際交流協会（以下「協会」という。）と称し、その英語名は、Minamata International Friendship Association とします。

(目的)

第2条 協会は、地域に密着した国際交流を推進し、その活動を通じて、会員の国際的な視野や感覚を育成し、国際理解を深めるとともに、姉妹都市等世界の人々との友好親善を深めることによって、世界に開かれたまちづくりに寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行います。

- (1) 国際交流を推進するための事業
- (2) 国際交流に関する調査・研究
- (3) 水俣市が実施する国際交流事業への参加、協力
- (4) 水俣市内の各種国際交流活動に対する支援、協力
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員には、水俣市民に限らず、協会の目的を理解し積極的に活動に参加する意思のある者ならば、誰でもなることができます。

2 会員の種類は次のとおりとします。

- (1) 個人会員 この協会に賛同して入会した個人
(勤労青少年及び大学生を含みます)
- (2) 家族会員 この協会に賛同して入会した家族
(ただし総会の議決権は1とします)
- (3) 学生会員 この協会に賛同して入会した小学生以上高校生以下の学生
(ただし総会の議決権はありません)
- (4) 法人会員 この協会に賛同して入会した法人又は団体

3 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければなりません。

4 会員は、退会しようとするときは会長に届け出なければなりません。

(会費)

第5条 会費は年額とし、その額は会員の種類に応じ次のとおりとします。

- (1) 個人会員 2, 500円
- (2) 家族会員 3, 000円
- (3) 学生会員 500円
- (4) 法人会員 10, 000円

2 会費の納入は入会の翌年度からとし、入会時に会費と同額の入会金を納めるものとします。

(役員及び選任)

第6条 協会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 13人以内（会長及び副会長を含みます）
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任します。

3 会長及び副会長は、理事の互選により選任します。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができません。

（職務）

第7条 会長は、協会を代表し会務を総理します。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

3 理事は、理事会を構成し協会の運営に関する必要な事項を審議し決定します。

4 監事は、協会の会計及び業務を監査します。

（任期）

第8条 役員任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とします。

（総会）

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とします。

2 総会は、その出席会員をもって成立し、議決は出席会員の過半数で決します。可否同数の場合は、議長がこれを決します。

3 総会の議長は、会長が務めます。会長が不在の場合は、副会長もしくは理事がこれを務めます。

4 定期総会は、毎年1回会長が招集します。

5 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は会員の過半数の要請があったとき、会長がこれを招集します。

（総会の議決事項）

第10条 総会は、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業企画及び予算並びに決算の承認
- (3) その他理事会において必要と認めた事項

（理事会）

第11条 理事会は必要に応じて会長が招集します。

2 理事会は、理事をもって構成し、理事の過半数の出席で成立します。議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決します。

3 理事会の議長は、会長又は会長が指名する者が務めます。

（理事会の議決事項）

第12条 理事会は次に掲げる事項を議決します。

- (1) 協会の運営に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他会長において必要と認めた事項
- (事業部)

第13条 協会の事業を円滑に行うため、理事会の下に事業部を置くことができます。

2 事業部は、事業の種類や数に応じて必要な数を置き、理事、運営委員及び必要なその他の会員によって構成します。

(事務局)

第14条 協会の事務局を水俣市役所内で国際交流を担当する課に置きます。

2 協会の事務を処理するため、事務局長及び運営委員を置きます。

3 事務局長には、水俣市役所内で国際交流を担当する課長の職にある者をもってこれに充て、運営委員は会員の中から会長が任免します。

(経費)

第15条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他収入をもって充てます。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会において定めます。

附 則

この規約は、平成7年5月13日から施行します。

附 則 (平成11年5月14日水俣国際交流協会規約第5条)

この規約は、平成12年4月1日から施行します。

附 則 (第13条(事業部)追加)

この規約は、平成16年5月8日から施行します。

附 則 (第9条第2項 改正)

この規約は、平成21年6月3日から施行します。

附 則 (第14条第1項及び第3項 改正)

この規約は、平成28年4月1日から施行します。